

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラスト－

アルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド

豪ドル受益証券／ユーロ受益証券／円受益証券／米ドル受益証券

ケイマン籍契約型公募外国株式投資信託(追加型)

運用報告書 (全体版)

**作成対象期間
第1期**

**(2021年1月29日
～
2021年12月31日)**

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。
さて、レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラスト－アルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド(以下「ファンド」または「サブ・ファンド」といいます。)は、このたび、第1期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

◆管理会社

**シティグループ・ファースト・
インベストメント・マネジメント・リミテッド**

◆代行協会員

シティグループ証券株式会社

目 次

	頁
I. 運用の経過等	1
II. 直近10期の運用実績	7
III. ファンドの経理状況	12
IV. お知らせ	49

(注1) 豪ドル、ユーロおよび米ドルの円貨換算は、2022年4月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝91.70円、1ユーロ＝135.83円および1米ドル＝128.86円）によります。以下同じです。

(注2) サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されていますが、受益証券は豪ドル建て、ユーロ建て、円建て、および米ドル建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り、それぞれ豪ドル、ユーロ、円または米ドルをもって行います。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合、四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(注4) 本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ともいいます。）とは、1月1日に始まり12月31日に終了する1年をいいます。ただし、第1会計年度は、2021年1月29日から2021年12月31日までの期間をいいます。サブ・ファンドの運用開始日は、2021年1月29日です。

サブ・ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

ファンド形態	ケイマン籍契約型公募外国株式投資信託（追加型）	
信託期間	<p>「繰上償還」の項に定める規定に従い、または有価証券届出書に記載されるその他の状況において、早期に終了する場合を除き、サブ・ファンドは償還日または受託会社および管理会社が決定するその他の日に終了する予定です。償還日とは、2157年10月21日または管理会社および受託会社が合意したこれよりも早い日をいいます。管理会社は、管理会社が(i)ボルカー・ルールに従いサブ・ファンドの運用を継続すること、または(ii)サブ・ファンドの投資目的を達成することのいずれかが合理的に実現不可能であり、もしくは実現不可能となる見込みであるとして、管理会社がその単独の裁量により決定する場合（投資先ファンドへのエクスポートージャーの獲得が不可能となったと管理会社が決定する状況を含みます（ただし、これらに限られません。））、受益者にその旨の通知を行うことにより、サブ・ファンドを終了させることができます。</p>	
繰上償還	<p>サブ・ファンドは、以下のいずれかの事項が最初に発生した場合に終了します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) サブ・ファンドが違法となるか、または受託会社もしくは管理会社の意見において、サブ・ファンドを継続させることができ実行不能であり、経済的ではなくもしくはサブ・ファンドの受益者の利益に反する場合 (b) 前記「信託期間」の項に規定される日付または条件に該当する場合 (c) 任意または強制的買戻しのいずれかを問わずサブ・ファンドのすべての発行済受益証券が買い戻されている場合 (d) サブ・ファンドの受益者がサブ・ファンド決議により決定した場合 (e) 信託証書の日付より開始しその149年後に満了する期間の最終日である場合 	
運用方針	サブ・ファンドは、投資適格または投資不適格の格付けの優先株式およびハイブリッド資本商品を含む、世界中の金融セクターの非劣後債務証券または劣後債務証券に間接的に投資することで、緩やかな元本の成長を提供することを投資目的とします。	
主要投資対象	サブ・ファンド	アルジェbris・ファイナンシャル・クレジット・ファンドのクラスI豪ドル投資証券、クラスIユーロ投資証券、クラスI円投資証券、クラスI米ドル投資証券を主な投資対象とします。
	アルジェbris・ファイナンシャル・クレジット・ファンド	投資目的を達成するため、投資先ファンドの資産は、世界中の金融セクター、主に固定および変動金利証券（例えば、ムーディーズ、スタンダード&プアーズ、フィッチまたはその他の格付機関が格付した投資適格、投資不適格または無格付の社債）、偶発転換社債、ハイブリッド証券（債券および株式の性質の両方を併せ持つ証券）、Tier 1ならびにUpperおよびLower Tier 2証券（銀行資本の形態）、トラスト型優先証券（一種のハイブリッド証券）、優先株式、転換証券（例えば、転換社債または転換優先株式）、その他の劣後債ならびに上場投資証券（「ETN」）、上場投資信託（「ETF」）および預金に投資されます。
サブ・ファンドの運用方法	サブ・ファンドは、投資先ファンドに対して、サブ・ファンドの実質的にすべての資産を投資することにより、投資目的の達成を目指します。したがって、サブ・ファンドは、投資先ファンドのフィーダー・ファンドとして機能するため、その資産の実質的にすべてが投資先ファンドに投資されます。	

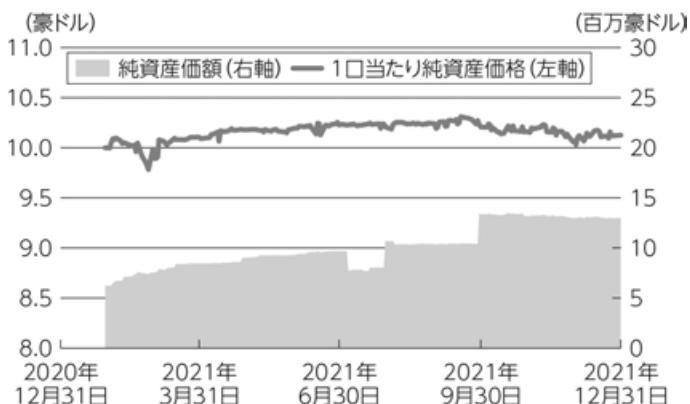
主な投資制限	<p>管理会社は、サブ・ファンドの計算において、サブ・ファンドの総資産の50パーセント超を金融商品取引法に定義される「有価証券」（社債、国債、コマーシャル・ペーパー、証券投資信託の受益証券およびミューチュアル・ファンドの投資証券など）（有価証券とみなされる金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる権利を除きます。）および当該有価証券に関連するデリバティブに対して投資します。</p> <p>管理会社は、サブ・ファンドに関して以下に掲げることを行いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 取得の結果として管理会社が運用するすべての集団投資信託が保有する投資会社ではないいずれかの会社の議決権付株式の総数が当該会社の全発行済議決権付株式の50パーセントを超える場合において、当該会社の株式を取得すること。 (b) サブ・ファンドによって保有される上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象の価額の合計が、当該投資対象の取得の結果、当該取得の直後に直近の純資産価額の15パーセントを超えることとなる場合において、上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象を取得すること（ただし、かかる制限は、当該投資の評価方法が英文目論見書もしくはサブ・ファンドの補遺において明確に開示されている場合および当該投資対象の価格の透明性を確保する適切な方法が取られている場合は、当該投資対象の取得を妨げないものとします。）。 (c) 自己取引を行い、または本人としての管理会社の取締役と取引を行うこと。 (d) 管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る目的での取引を含む（ただし、これらに限られません。） 受益者の利益を害し、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用に反する取引を行うこと。 (e) 空売りの結果、サブ・ファンドの計算において空売りされる有価証券の市場価額の総額が当該空売りの直後に純資産価額を超える場合において、空売りを行うこと。 (f) 後記「借入れ方針」の項に記載の借入制限に従わずに、借入れを行うこと。 (g) 信用リスク（サブ・ファンドの計算において保有される有価証券または他の資産について取引の相手方の債務不履行の結果により、もしくはこれに関係して、またはその他の理由により発生し得るリスクをいいます。）を適切かつ適正に管理および統制する方法としてあらかじめ管理会社によって定められた合理的な方法に反し、またはこれに違反する取引を行うこと。 (h) 日本証券業協会の規則の意味におけるデリバティブ取引等を行うこと。 <p>前記投資制限(g)の目的において、サブ・ファンドは、投資先ファンドのフィーダー・ファンドを務めるため、実質的に受益証券の販売による手取金のすべてが投資先ファンドに投資され、ならびに投資先ファンドは、UCITSに係る欧州連合の適用ある指令および規則に準拠した信用リスク管理手続を適用しています。UCITSに対して適用ある欧州連合の指令および規則において規定されるリスク管理手法に従い、投資先ファンドの信用リスクが管理されており、かつ、管理される予定であり、かかるリスク管理手法は、管理会社によって、適切かつ適正な方法とみなされます。</p> <p>管理会社は、上記の投資制限に關係する適用ある制定法または規則が修正されまたはその他新たなものとなり、管理会社の意見において投資制限が適用ある法律および規則に違反することなく修正できる場合、受託会社と協議の上、受益者の同意を得ることなく、上記の投資制限のいずれについても、追加、修正または削除（該当する方）を行う権限を有するものとします（ただし、当該修正または削除について受益者に対し21日前の事前の通知を行うものとします。）。</p> <p>借入れ方針</p> <p>管理会社は、借入残高の総額が純資産価額の10パーセントを超える結果とはならないことを条件として、サブ・ファンドの計算において金銭を借り入れることができます。ただし、合併等の特別緊急事態により、一時的にかかる10パーセントを超える場合はこの限りではありません。</p>
分配方針	分配方針サブ・ファンドは、受益者に対して、分配を行う予定はありません。

I. 運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

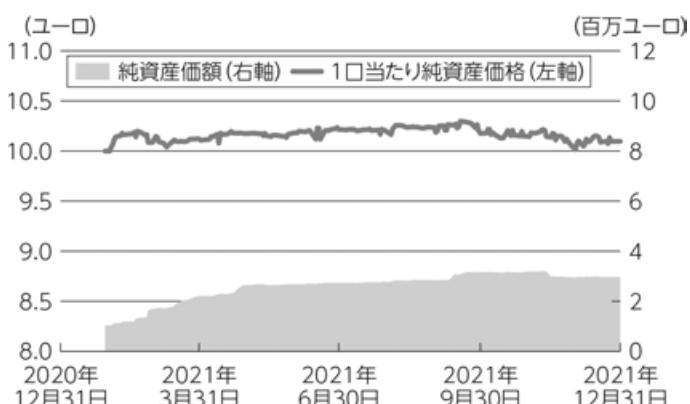
■ 1口当たり純資産価格等の推移について

豪ドル受益証券



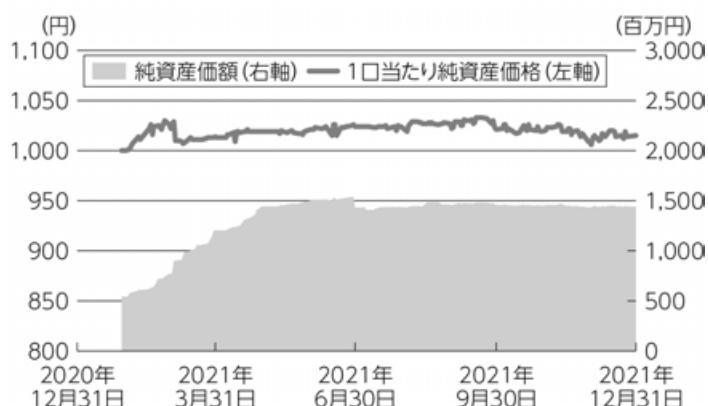
1口当たり当初発行価格 :	10.000豪ドル
第1期末の1口当たり純資産価格 :	10.125豪ドル (分配金額:該当事項はありません。)
騰落率 :	1.25%

ユーロ受益証券



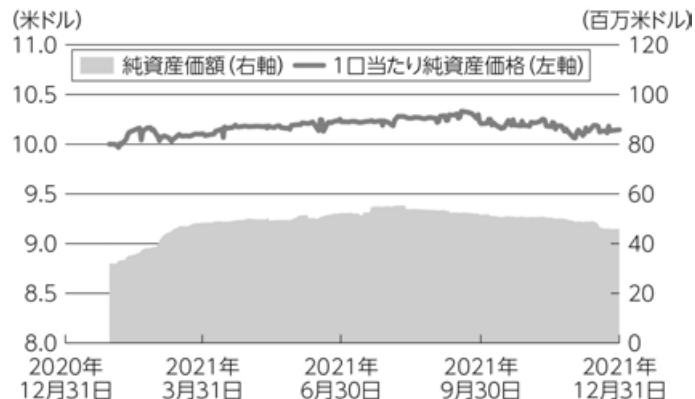
1口当たり当初発行価格 :	10.000ユーロ
第1期末の1口当たり純資産価格 :	10.097ユーロ (分配金額:該当事項はありません。)
騰落率 :	0.97%

円受益証券



1口当たり当初発行価格 :	1,000円
第1期末の1口当たり純資産価格 :	1,015円 (分配金額:該当事項はありません。)
騰落率 :	1.50%

米ドル受益証券



1口当たり当初発行価格 :	
	10.000米ドル
第1期末の1口当たり純資産価格 :	
	10.146米ドル (分配金額:該当事項はありません。)
騰落率 :	
	1.46%

(注1) 謄落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。なお、ファンドに分配金の支払実績はありません。

(注2) 各会計年度末の純資産価額および1口当たり純資産価格の財務書類（ファンドの経理状況）記載の数値との差異は、一定の調整の結果生じています。以下同じです。

(注3) サブ・ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注4) サブ・ファンドにベンチマークは設定されていません。

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

ファンド設定日の2021年1月29日から2021年12月31日に終了した会計年度まで、豪ドル受益証券リターンは1.24%、ユーロ受益証券リターンは0.97%、円受益証券リターンは1.50%、米ドル受益証券リターンは1.46%でした。リターンは、株式クラスの基準通貨で計算されます。

■分配金について

該当事項はありません。

■投資環境について

2020年に好調だった金融セクターの資産のパフォーマンスは、異なる市場における不透明感の長期化が響いて当期期初から低迷しました。欧州では、ロックダウンの解除やワクチン接種に向けた時間的な道筋が明確に定まらなかったため、競合資産のパフォーマンスを概ね下回っていたベータ値の高い資産に対する投資意欲が一時的に後退しました。世界的に見て、景気が回復すれば利回りが上昇するとの観測が債券市場全体に対して逆風となつたようありました。

第1四半期においては景気の回復、ワクチン接種や財政刺激策など、リフレーションのテーマが主流でした。これを受けて、米国国債10年物利回りが1月初めの90bpから同四半期末までに174bpへと大きく上昇しました。欧州の金融機関の劣後債の発行は相対的に低調でした。第1四半期の決算発表は良好で、銀行の自己資本構成が概ね改善し、資産の信用力の回復が見られました。ターゲット長期リファイナンシング(TLTRO)の利用、オペレーション・コストの削減や信用枠の規定の正常化により、低金利による利鞘の圧縮が概ね相殺され、既に良好だったファンダメンタルズ面の展望が一段と強まりました。AT1債のスプレッドが同四半期中に大きく縮小し、金利の変動を相殺する以上の効果を上げました。

第2四半期に入ると、経済の再開、ワクチン接種やマクロ経済指標の回復に前向きな進展が見られ、リスク資産が好感されました。金融機関の社債のパフォーマンスがプラスを維持し、スプレッドの縮小を追い風にAT1債が再びアウトパフォーマンスしました。金利の上昇が予想される中、ファンドはイールド・カーブの短期年限を中心にポジションを構成し、償還期限の延長リスクが低い、3年から5年の償還残存期間の債券とバックエンド・スプレッドが高めの債券を優先しました。収益性の向上と自己資本比率の上昇が、政府スキームによるロールオフを巡る信用力への懸念さえも抑えることになりました。

中央銀行による金融支援の継続、各政府による財政政策、堅調な四半期決算を支えに、広範囲の資産に対するリスクに前向きな動きが7月に引き継がれました。8月に米国国債10年物利回りが1.2%まで低下した後、9月に入るとエネルギーとサプライチェーンを巡る懸念が高まり、インフレ懸念が再び顕在化しました。インフレ懸念を受けた売りが広がり、年末前のテーパリングを巡る議論が続いたこともこの動きに拍車をかけました。9月の信用スプレッドは、デフォルト懸念を緩和するためのバックストップ条項の据え置きが見込まれる中、概ね横ばいでました。

第4四半期の市場においてもインフレに関するテーマが注目され、中央銀行が「一時的である」という表現を使用することが不安視されたことでスプレッドが拡大し、金融機関の社債にも打撃を与えました。最近の新規取引は、アウトライト・クーポンの引下げ(およびAT1債の金利のリセット)とデュレーションの長期化から凸型の構造が強まったことで低迷しました。11月前半に行われた欧州系の銀行の第3四半期の決算発表に大幅な悪化はなく、ファンダメンタルズ要因や運営のトレンドはなお良好で、自己資本の増強が社債の投資家に安心感を与えました。当期末までの数週間の市場では、新型コロナウイルスの変異株が懸念されましたが、従来の型に比べて弱いタイプであることをデータが示唆したことから安心感が広がりました。AT1債の当期末時点のスプレッドは、Zスプレッドが325bpと、世界の確定利付債券資産の上位10%に収まっています。

■ポートフォリオについて

●サブ・ファンド

サブ・ファンドは、投資適格または投資不適格の格付けの優先株式およびハイブリッド資本商品を含む、世界中の金融セクターの非劣後債務証券または劣後債務証券に間接的に投資することで、緩やかな元本の成長を提供することを投資目的とします。当期中サブ・ファンドは、アルジェbris・ファイナンシャル・クレジット・ファンド（以下「投資先ファンド」といいます。）に対して、サブ・ファンドの実質的にすべての資産を投資することにより、投資目的を達成しました。

●アルジェbris・ファイナンシャル・クレジット・ファンド

2020年に好調だった金融セクターの資産のパフォーマンスは、異なる市場における不透明感の長期化が響いて当期期初から低迷しました。欧州では、ロックダウンの解除やワクチン接種に向けた時間的な道筋が明確に定まらなかつたため、競合資産のパフォーマンスを概ね下回っていたベータ値の高い資産に対する投資意欲が一時的に後退しました。世界的に見て、景気が回復すれば利回りが上昇するとの観測が債券市場全体に対して逆風となつたようありました。金利の上昇は一般的に債券にとってマイナスになりますが、スプレッドにとっての出発点が相対的に高く、銀行の収益性を通じてファンダメンタルズ要因が好影響を及ぼしているため、金融機関の社債のパフォーマンスが市場を上回ると予想しています。

第1四半期においては景気の回復、ワクチン接種や財政刺激策など、リフレーションのテーマが主流でした。これを受け、米国国債10年物利回りが1月初めの90bpから同四半期末までに174bpへと大きく上昇しました。欧州の金融機関の劣後債の発行は相対的に低調でした。第1四半期の決算発表は良好で、銀行の自己資本構成が概ね改善し、資産の信用力の回復が見られました。ターゲット長期リファイナンシング（TLTRO）の利用、オペレーション・コストの削減や信用枠の規定の正常化により、低金利による利鞘の圧縮が概ね相殺され、既に良好だったファンダメンタルズ面の展望が一段と強まりました。AT1債のスプレッドが同四半期中に大きく縮小し、金利の変動を相殺する以上の効果を上げました。

第2四半期に入ると、経済の再開、ワクチン接種やマクロ経済指標の回復に前向きな進展が見られ、リスク資産が好感されました。金融機関の社債のパフォーマンスがプラスを維持し、スプレッドの縮小を追い風にAT1債が再びアウトパフォーマンスしました。金利の上昇が予想される中、ファンドはイールド・カーブの短期年限を中心にポジションを構成し、償還期限の延長リスクが低い、3年から5年の償還残存期間の債券とバックエンド・スプレッドが高めの債券を優先しました。収益性の向上と自己資本比率の上昇が、政府スキームによるロールオフを巡る信用力への懸念さえも抑えることになりました。

中央銀行による金融支援の継続、各政府による財政政策、堅調な四半期決算を支えに、広範囲の資産に対するリスクに前向きな動きが7月に引き継がれました。8月に米国国債10年物利回りが1.2%まで低下した後、9月に入るとエネルギーとサプライチェーンを巡る懸念が高まり、インフレ懸念が再び顕在化しました。インフレ懸念を受けた売りが広がり、年末前のテーパリングを巡る議論が続いたこともこの動きに拍車をかけました。9月の信用スプレッドは、デフォルト懸念を緩和するためのバックストップ条項の据え置きが見込まれる中、概ね横ばいでました。

第4四半期の市場においてもインフレに関するテーマが注目され、中央銀行が「一時的である」という表現を使用することが不安視されたことでスプレッドが拡大し、金融機関の社債にも打撃を与えました。最近の新規取引は、アウトライト・クーポンの引下げ（およびAT1債の金利のリセット）とデュレーションの長期化から凸型の構造が強まつことで低迷しました。11月前半に行われた欧州系の銀行の第3四半期の決算発表に大幅な悪化はなく、ファンダメンタルズ要因や運営のトレンドはなお良好で、自己資本の増強が社債の投資家に安心感を与えました。当期末までの数週間の市場では、新型コロナウイルスの変異株が懸念されましたが、従来の型に比べて弱いタイプであることをデータが示唆したことから安心感が広がりました。AT1債の当期末時点のスプレッドは、Zスプレッドが

325bpと、世界の確定利付債券資産の上位10%に収まっています。

当期の起債市場の発行は、自己資本よりも「自己資本および適格債務に係る最低要件（MREL）」における資金調達の要件に注目していました。2022年も同様の傾向が予想され、新規の起債（純額）がないことから、ATI債の資産クラスをテクニカル面で手堅く支える状況が続くものと予想しています。新発債に対するスタンスは慎重で、金利の不透明感が払拭されない中、新発債の案件に対しては厳選を重ねた上で参加しました。今後もファンドは、金利上昇のシナリオにおいてリスク・リターンベースにおけるリターンの投資妙味が高いことを踏まえ、デュレーションが低い債券を優先します。発行可能日の減少、金融引締政策による中期金利の上昇、MRELの規制要件が継続していることが相俟って、起債市場と価格が再設定される流通市場の双方において2022年に良好な投資機会が生じるはずであると考えています。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「III. ファンドの経理状況（3）投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

●サブ・ファンド

サブ・ファンドは、今後も引き続き投資適格または投資不適格の優先株式およびハイブリッド資本商品を含む、世界中の金融セクターの非劣後債務証券または劣後債務証券に間接的に投資することで、緩やかな元本の成長を目指す戦略を駆使します。サブ・ファンドは、投資先ファンドに対して、サブ・ファンドの実質的にすべての資産を投資することにより、この投資目的の達成を目指します。

●アルジェbris・ファイナンシャル・クレジット・ファンド

投資先ファンドは、今後も引き続き運用の基本方針に基づき運用を行います。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要	
受託会社の報酬	年間15,000米ドルの最低報酬の対象となり、四半期毎に後払いで支払われる、純資産価額に対する年率0.01パーセントの報酬	サブ・ファンドの受託業務およびこれに付随する業務への対価
管理会社の報酬	純資産価額に対する年率0.12パーセントの報酬 (毎月後払い)	サブ・ファンド資産の運用管理、ファンド証券の発行、買戻し業務への対価
管理事務代行会社の報酬	純資産価額に対する年率0.06パーセントの報酬 (毎月後払い)	サブ・ファンド資産の管理事務代行業務への対価
		サブ・ファンド資産の保管業務への対価
代行協会員の報酬	純資産価額に対する年率0.01パーセントを上限とする報酬 (毎月後払い)	目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表、運用報告書等の文書の販売会社への送付等の業務への対価
販売会社の報酬	販売会社が登録受益者となっている各受益証券に関する受益証券1口当たり純資産価格に対する年率0.80パーセントを上限とする報酬 (毎月後払い)	日本におけるファンドの受益証券の販売業務、購入・買戻しの取次ぎ業務、運用報告書の交付等購入後の情報提供業務、およびこれらに付随する業務への対価
その他の費用・手数料 (当期)	0.52%	弁護士費用、監査報酬、財務書類作成費用、専門家報酬(AML報酬)、設立費用、銀行手数料、支払利息、その他の費用

(注1) 各報酬については、目論見書に定められている料率および金額を記しています。「その他の費用・手数料（当期）」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用・手数料の金額をサブ・ファンドの当期末の純資産価額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

(注2) 各項目の費用は、サブ・ファンドが組み入れている投資先ファンドの費用を含みません。

II. 直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

第1会計年度末および第1会計年度中における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

豪ドル受益証券

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	(豪ドル)	(千円)	(豪ドル)	(円)
第1会計年度末 (2021年12月末日)	12,987,382.48	1,190,943	10.125	928
2021年5月末日	9,279,717.22	850,950	10.179	933
6月末日	9,696,637.43	889,182	10.228	938
7月末日	10,699,102.95	981,108	10.207	936
8月末日	10,396,589.68	953,367	10.240	939
9月末日	13,369,723.78	1,226,004	10.207	936
10月末日	13,204,838.17	1,210,884	10.164	932
11月末日	12,989,366.50	1,191,125	10.067	923
12月末日	12,987,382.48	1,190,943	10.125	928
2022年1月末日	12,865,826.71	1,179,796	10.036	920
2月末日	5,456,754.69	500,384	9.756	895
3月末日	4,615,039.67	423,199	9.728	892
4月末日	3,694,260.24	338,764	9.556	876

(注) 各会計年度末、2021年6月末日および2021年12月末日の純資産価額および1口当たり純資産価格の財務書類

(ファンドの経理状況) 記載の数値との差異は、一定の調整の結果生じています。以下同じです。

ユーロ受益証券

	純資産価額		1 口当たり純資産価格	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(円)
第1会計年度末 (2021年12月末日)	2,969,393.61	403,333	10.097	1,371
2021年5月末日	2,672,825.23	363,050	10.167	1,381
6月末日	2,738,635.30	371,989	10.213	1,387
7月末日	2,777,386.95	377,252	10.205	1,386
8月末日	2,848,620.24	386,928	10.234	1,390
9月末日	3,161,860.31	429,475	10.175	1,382
10月末日	3,180,456.75	432,001	10.149	1,379
11月末日	2,952,118.54	400,986	10.035	1,363
12月末日	2,969,393.61	403,333	10.097	1,371
2022年1月末日	2,942,628.18	399,697	10.007	1,359
2月末日	2,805,197.94	381,030	9.709	1,319
3月末日	2,806,588.80	381,219	9.686	1,316
4月末日	2,730,592.29	370,896	9.504	1,291

円受益証券

	純資産価額 (円)	1 口当たり純資産価格 (円)
第1会計年度末 (2021年12月末日)	1,443,693,109	1,015
2021年5月末日	1,490,214,473	1,019
6月末日	1,431,337,824	1,024
7月末日	1,437,506,017	1,024
8月末日	1,463,029,851	1,027
9月末日	1,459,199,207	1,021
10月末日	1,452,755,509	1,019
11月末日	1,435,653,761	1,008
12月末日	1,443,693,109	1,015
2022年1月末日	1,378,362,705	1,007
2月末日	1,159,504,015	977
3月末日	1,070,552,413	977
4月末日	1,069,254,216	959

米ドル受益証券

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(円)
第1会計年度末 (2021年12月末日)	45,887,505.25	5,913,064	10.146	1,307
2021年5月末日	49,532,459.30	6,382,753	10.191	1,313
6月末日	52,230,615.95	6,730,437	10.227	1,318
7月末日	55,086,217.26	7,098,410	10.226	1,318
8月末日	53,552,238.19	6,900,741	10.262	1,322
9月末日	51,671,293.52	6,658,363	10.207	1,315
10月末日	50,648,051.45	6,526,508	10.190	1,313
11月末日	49,133,972.80	6,331,404	10.065	1,297
12月末日	45,887,505.25	5,913,064	10.146	1,307
2022年1月末日	44,289,574.23	5,707,155	10.064	1,297
2月末日	40,403,740.19	5,206,426	9.768	1,259
3月末日	36,897,202.85	4,754,574	9.762	1,258
4月末日	34,904,614.70	4,497,809	9.580	1,234

(2) 分配の推移

該当事項はありません。

(3) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

豪ドル受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (2021年1月29日 (運用開始日)～ 2021年12月末日)	1,721,573 (1,721,573)	438,746 (438,746)	1,282,827 (1,282,827)

ユーロ受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (2021年1月29日 (運用開始日)～ 2021年12月末日)	319,270 (319,270)	25,204 (25,204)	294,066 (294,066)

円受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (2021年1月29日 (運用開始日)～ 2021年12月末日)	1,627,108 (1,627,108)	204,931 (204,931)	1,422,177 (1,422,177)

米ドル受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (2021年1月29日 (運用開始日)～ 2021年12月末日)	6,020,628 (6,020,628)	1,497,981 (1,497,981)	4,522,647 (4,522,647)

(注1) () 内の数字は、本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数を表します。

(注2) 第1会計年度の販売口数は、当初申込期間（2021年1月4日から2021年1月27日まで）中の販売口数を含みます。

(注3) 本「(3) 販売及び買戻しの実績」の数値は、財務書類と基準時点や端数処理方法が異なるため、財務書類の数値とは一致していません（「III. ファンドの経理状況、財務諸表」の財務諸表に対する注記10参照。）。

III. ファンドの経理状況

財務諸表

- a. ファンドの直近会計年度の日本文の財務書類は、香港における諸法令および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、豪ドル、ユーロ、日本円または米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について、2022年4月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル=91.70円、1ユーロ=135.83円、1米ドル=128.86円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総額と一致しない場合がある。
- d. ファンドの年次財務書類は、原文（英語版）のみが監査され、監査報告書が参照しているのは原文（英語版）のみである。年次財務書類および監査報告書がその他の言語に翻訳される場合、ファンドの受託会社および管理会社が年次財務書類および監査報告書の訳文の正確性に責任を負う。

(訳文)

独立監査人の監査報告書

受託会社御中

監査意見

私どもは、8ページから35ページ（訳注：原文のページ）に記載されたレッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラストのサブ・ファンドであるアルジェbris・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）の財務書類、すなわち、2021年12月31日現在の財政状態計算書、2021年1月29日（運用開始日）から2021年12月31日までの期間の包括利益計算書、受益者に帰属する純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記の監査を行った。

私どもは、当該財務書類が、香港公認会計士協会（以下「HKICPA」という。）が発行した香港財務報告基準（以下「HKFRS」という。）に準拠して、サブ・ファンドの2021年12月31日現在の財政状態、ならびに2021年1月29日（運用開始日）から2021年12月31日までの期間の経営成績およびキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私どもは、HKICPAが発行した香港監査基準（以下「HKS A」という。）に準拠して監査を行った。本基準のもとでの私どもの責任は、本報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。私どもは、ケイマン諸島における財務書類の監査に関連のある倫理上の要求とともにHKICPAの「職業会計士の倫理規定」（以下「当規定」という。）に基づきサブ・ファンドに対して独立性を保持しており、また、これらの要求および当規定で定められる他の倫理上の責任を果たした。私どもは、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

サブ・ファンドは、これらの財務書類および監査報告書を英語から日本語に翻訳することができる。私どもは、当該翻訳に関するいかなる手続も行っていない。財務書類および監査報告書の英語版と日本語版との間に矛盾がある場合は、英語版が優先するものとする。

財務書類および監査報告書以外の情報

サブ・ファンドの管理会社および受託会社は、その他の記載内容に対して責任を有している。他の記載内容は、年次報告書のうち、財務書類および監査報告書以外のすべての情報である。

私たちの監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私どもは当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私どもが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽表示の兆候があるかどうか留意することにある。私どもは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽表示があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私どもは、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務書類に対するサブ・ファンドの管理会社および受託会社の責任

サブ・ファンドの管理会社および受託会社は、HKICPAが発行したHKFRSに準拠して、当該財務書類を作成し適正に表示すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するためにサブ・ファンドの管理会社および受託会社が必要と判断した内部統制を整備および運用する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、サブ・ファンドの管理会社および受託会社は、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有し、また、サブ・ファンドの管理会社および受託会社がサブ・ファンドの清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類の監査に対する監査人の責任

私たちの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。本報告書は、合意された契約条件に従い、機関としての受託会社に対してのみ作成されたものであり、他の目的では作成されていない。私どもは、本報告書の内容について、他の何人に対しても責任を負わない。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、HKSAに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私どもは、HKSAに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・ 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、または内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、サブ・ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・ サブ・ファンドの管理会社および受託会社が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびにサブ・ファンドの管理会社および受託会社によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を評価する。
- ・ サブ・ファンドの管理会社および受託会社が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、サブ・ファンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私どもの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、サブ・ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務書類の表示方法が適切であるかどうかを評価すること、関連する注記を含めた全体としての財務書類の表示、構成および内容を検討し、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私どもは、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、および監査の基準で求められているその他の事項について、サブ・ファンドの管理会社および受託会社に対して報告を行っている。

ケーピーエムジー
ケイマン諸島

2022年6月22日



KPMG
P.O. Box 493
SIX Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
Cayman Islands
Telephone +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Internet www.kpmg.ky

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of Algebris Financial Hybrid Securities Fund (the "Series Trust"), a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust, set out on pages 8 to 35, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2021, the statement of comprehensive income, the statement of changes in net assets attributable to unitholders and the statement of cash flows for the period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to 31 December 2021, and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at 31 December 2021, and its financial performance and its cash flows for the period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to 31 December 2021 in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRSs") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA").

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing ("HKSAs") issued by the HKICPA. Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements* section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with the HKICPA's *Code of Ethics for Professional Accountants* ("the Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Matter

The Series Trust may translate these financial statements and our auditors' report from English to Japanese. We have not been engaged to perform any procedures over the translation. In the event of any inconsistencies between the English and the Japanese versions of the financial statements and our auditors' report, the English version shall prevail.

© 2022 KPMG a Cayman Islands partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document classification: KPMG Confidential



Independent Auditors' Report to the Trustee (continued)

Information Other than the Financial Statements and Auditors' Report Thereon

The Manager and the Trustee of the Series Trust are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, but does not include the financial statements and our auditors' report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Manager and the Trustee of the Series Trust for the Financial Statements

The Manager and the Trustee of the Series Trust are responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with HKFRSs issued by the HKICPA and for such internal control as the Manager and the Trustee of the Series Trust determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Manager and the Trustee of the Series Trust are responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Manager and the Trustee of the Series Trust either intend to liquidate the Series Trust or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, in accordance with our agreed terms of engagement, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with HKSAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.



Independent Auditors' Report to the Trustee (continued)

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements (continued)

As part of an audit in accordance with HKSAs, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Manager and the Trustee of the Series Trust.
- Conclude on the appropriateness of the Manager's and Trustee's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the Manager and the Trustee of the Series Trust regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG

22 June 2022

(1) 貸借対照表

財政状態計算書

2021年12月31日現在

(表示：米ドル)

	注	2021年	
		米ドル	千円
資産			
現金および現金同等物	3, 11	814, 662	104, 977
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	4	70, 555, 607	9, 091, 796
その他の未収金		32, 973	4, 249
受益証券販売未収金	5	300	39
資産合計		71, 403, 542	9, 201, 060
負債			
未払費用およびその他債務	11, 12	167, 990	21, 647
受益証券買戻未払金	6	234, 903	30, 270
負債合計（受益者に帰属する純資産を除く）		402, 893	51, 917
受益者に帰属する純資産	10	71, 000, 649	9, 149, 144
発行済み受益証券口数			
豪ドル受益証券	10(a)	1, 282, 827 口	
ユーロ受益証券	10(a)	294, 066 口	
円受益証券	10(a)	1, 422, 177 口	
米ドル受益証券	10(a)	4, 522, 647 口	
現地通貨での受益証券1口当たり純資産価格			
豪ドル受益証券	10(a)	10. 094 豪ドル	926 円
ユーロ受益証券	10(a)	10. 068 ユーロ	1, 368 円
円受益証券	10(a)	1, 021 円	—
米ドル受益証券	10(a)	10. 116 米ドル	1, 304 円

2022年6月22日に受託会社および管理会社によって発行を承認、許可された。

-)
〔署名〕
) ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・
) アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド
) （以下「受託会社」という。）を代表して
)

)
〔署名〕
) シティグループ・ファースト・インベストメント・
) マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」とい
) う。）を代表して
)

13ページから35ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

(2) 損益計算書

包括利益計算書

2021年1月29日（運用開始日）から2021年12月31日までの期間
(表示：米ドル)

注	2021年1月29日（運用開始日） から 2021年12月31日までの期間	
	米ドル	千円
受取利息	7, 11	36 5
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損失	8	(83, 190) (10, 720)
正味為替差損		(32, 316) (4, 164)
損失合計		(115, 470) (14, 879)
管理会社報酬	11	(79, 309) (10, 220)
受託会社報酬	11	(13, 788) (1, 777)
管理事務代行会社報酬	11	(60, 538) (7, 801)
販売会社報酬	12	(528, 728) (68, 132)
代行協会員報酬	11	(6, 609) (852)
弁護士費用		(23, 746) (3, 060)
監査報酬		(32, 680) (4, 211)
財務書類作成費用	11	(8, 000) (1, 031)
専門家報酬	11	(4, 098) (528)
設立費用	10 (b)	(270, 000) (34, 792)
銀行手数料	11	(1, 407) (181)
支払利息		(237) (31)
その他の費用		(26, 751) (3, 447)
営業費用合計		(1, 055, 891) (136, 062)
運用による受益者に帰属する純資産の変動 および当期包括利益合計		(1, 171, 361) (150, 942)

13ページから35ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

受益者に帰属する純資産変動計算書

2021年1月29日（運用開始日）から2021年12月31日までの期間
 (表示：米ドル)

	2021年1月29日（運用開始日） から 2021年12月31日までの期間	米ドル	千円
期首現在残高	—	—	—
受益者との取引			
受益証券の取得申込			
豪ドル受益証券	13,119,953	1,690,637	
ユーロ受益証券	3,883,772	500,463	
円受益証券	15,390,208	1,983,182	
米ドル受益証券	60,579,837	7,806,318	
	92,973,770	11,980,600	
受益証券の買戻し			
豪ドル受益証券	(3,326,434)	(428,644)	
ユーロ受益証券	(296,554)	(38,214)	
円受益証券	(1,893,490)	(243,995)	
米ドル受益証券	(15,285,282)	(1,969,661)	
	(20,801,760)	(2,680,515)	
受益者との取引合計	72,172,010	9,300,085	
運用による受益者に帰属する純資産の変動			
および当期包括利益合計	(1,171,361)	(150,942)	
期末現在残高	71,000,649	9,149,144	

13ページから35ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

キャッシュ・フロー計算書

2021年1月29日（運用開始日）から2021年12月31日までの期間
(表示：米ドル)

	2021年1月29日（運用開始日） から 2021年12月31日までの期間	
注	米ドル	千円
営業活動		
運用による受益者に帰属する純資産の変動 および当期包括利益合計	(1, 171, 361)	(150, 942)
調整：		
受取利息	(36)	(5)
利息費用	<u>237</u>	<u>31</u>
運転資本変動前営業損失	(1, 171, 160)	(150, 916)
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産の増加	(70, 555, 607)	(9, 091, 796)
その他の未収金の増加	(32, 973)	(4, 249)
未払費用およびその他債務の増加	167, 990	21, 647
受取利息	36	5
支払利息	<u>(237)</u>	<u>(31)</u>
営業活動に使用された正味現金	(71, 591, 951)	(9, 225, 339)
財務活動		
受益証券の販売による手取金	92, 973, 470	11, 980, 561
受益証券の買戻しに係る支払額	<u>(20, 566, 857)</u>	<u>(2, 650, 245)</u>
財務活動から生じた正味現金	72, 406, 613	9, 330, 316
現金および現金同等物の純増加	814, 662	104, 977
期首現在の現金および現金同等物	<u>—</u>	<u>—</u>
期末現在の現金および現金同等物	814, 662	104, 977

13ページから35ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

財務書類に対する注記

(表示：別段の記載がない限り米ドル)

1 概要

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラスト(以下「トラスト」という。)は、管理会社としてのシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド(以下「管理会社」という。)と受託会社としてのファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(以下「受託会社」という。)(以下あわせて「経営陣」という。)の間で2008年10月21日に締結され、2015年3月10日に修正および改訂された信託証書によりケイマン諸島の信託法に基づいて免除信託として設立されたアンブレラ型ユニット・トラストである。トラストは、2008年10月27日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づいて登録された。アルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド(以下「サブ・ファンド」という。)は2020年11月13日に設立された。サブ・ファンドの最初の取引日は2021年1月29日であった。

サブ・ファンドの投資目的は、下記の注記9(a)に記載されている投資戦略を採用することにより、長期的な資産の成長を目指すことである。

2021年12月31日現在、トラストおよびサブ・ファンドには従業員はいなかった。サブ・ファンドの投資活動は、管理会社によって管理されている。サブ・ファンドの管理事務代行および保管機能は、シティバンク・エヌ・エイの香港支店(以下「管理事務代行会社」および「保管会社」という。)に委託されている。株式会社SMB C信託銀行は、サブ・ファンドの販売会社(以下「販売会社」という。)である。受益証券は、日本の金融商品取引法第2条第3項第1号に基づく公募として日本で募集された。

2 重要な会計方針

(a) 法令遵守の表明

本財務書類は、該当するすべての香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。)に準拠して作成されている。HKFRSとは、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)が公表したすべての適用可能な個別のHKFRS、香港会計基準(以下「HKAS」という。)および解釈指針、ならびに香港で一般に公正妥当と認められている会計原則を含む総称である。サブ・ファンドが適用した重要な会計方針の要約は、以下に記載されている。

本財務書類は、サブ・ファンドの最初の会計期間である、2021年1月29日（運用開始日）から2021年12月31日までの約11か月間にについて作成されている。

HK I C P Aは、サブ・ファンドの当会計期間に早期適用が可能となる特定の新規および改訂されたHK F R Sを公表している。注記2（d）は早期適用が可能な基準または解釈に関する情報を提供する。

(b) 作成の基礎

サブ・ファンドの受益証券は米ドル建てで発行および買戻しが行われ、サブ・ファンドのパフォーマンスは米ドル建てで測定されるという事実を反映して、本財務書類の機能通貨および表示通貨は、ケイマン諸島の現地通貨ではなく、米ドルである（1米ドル単位に四捨五入される。）。

本財務書類の作成に使用される測定基準は、取得原価主義である。ただし、一部の金融商品は、下記の注記2(e)の会計方針において説明されているように、その公正価値で計上される。その他の金融資産および金融負債は、償却原価で計上される。

HK F R Sに準拠した財務書類の作成において、経営陣は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。見積りおよび関連する仮定は、状況に応じて合理的であると考えられる過去の実績およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、他の根拠からでは算定が容易でない資産および負債の帳簿価額について判断を下す際の根拠となっている。実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に検証される。会計上の見積りの変更が特定の期間だけに影響を与える場合は、見積りの変更が行われる期間に認識され、変更が当期と将来の期間の両方に影響を与える場合は、変更が行われる期間および将来の期間に認識される。

本財務書類に重要な影響を及ぼすHK F R Sの適用に際して経営陣が行った判断および見積りの不確実性の主な原因については、注記13に記載されている。

(c) 外貨換算

期中の外貨建取引は、取引日における為替レートで米ドルに換算されている。外貨建の貨幣性資産および負債は、報告期間末現在の為替レートで米ドルに換算されている。換算により生じる外貨換算差額は、正味為替差損益として損益に認識される。ただし、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産から生じるものを除く。これは、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益の構成要素として認識される。

(d) 新たな会計の進展

HK I C P Aは、サブ・ファンドの当会計期間に初度適用される、多くのHK F R Sの修正を公表した。このうち、サブ・ファンドの経営成績および財政状態に関連する変更はない。

サブ・ファンドは、当会計期間において未発効の新基準または解釈指針を適用していない(注記14参照)。

(e) 金融商品

(i) 当初認識

サブ・ファンドは、下記(ii)に記載されるように、設立時にその金融商品を様々なカテゴリーに分類している。金融商品は当初、公正価値で測定されるが、これは通常、取引価格と同額である。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る取引費用は、直ちに費用計上される。

サブ・ファンドは、金融資産および金融負債を、当該商品の契約上の規定の当事者になった日に認識する。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の通常の売買は、取引日基準で認識される。当該取引日より、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動から発生する損益が発生時に計上される。

(ii) 区分

当初認識時に、サブ・ファンドは償却原価または純損益を通じた公正価値(以下「FVTPL」という。)で測定する金融資産を分類する。

金融資産は、以下の要件をともに満たし、かつ、FVTPLとして指定されていない場合、償却原価で測定される。

- 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されていること
- その契約条件により、元本および利息の支払のみ(以下「SPP」といふ。)であるキャッシュ・フローが特定の日に生じること

サブ・ファンドのその他のすべての金融資産は、FVTPLで測定される。

事業モデル評価

サブ・ファンドは、金融資産を保有する事業モデルの目的を評価する際に、以下を含む、事業の管理方法に関するすべての関連情報を考慮している。

- 文書化された投資戦略と当該戦略の実施。これには、投資戦略が契約上の受取利息を獲得すること、特定の金利プロファイルを維持すること、金融資産のデュレーションを関連する負債のデュレーションまたは予想キャッシュ・アウトフローと対応させること、あるいは資産の売却によりキャッシュ・フローを実現することに焦点を当てているかどうかが含まれる。
- ポートフォリオのパフォーマンスが、どのように評価され、経営陣に報告されているか

- － 事業モデル(および当該事業モデルの中で保有されている金融資産)の業績に影響を与えるリスクと、当該リスクが管理されている方法
- － 経営陣にどのように報酬が与えられるのか(例えば、報酬の基礎となるのは管理している資産の公正価値なのか、回収した契約上のキャッシュ・フローなのか)
- － 過年度における金融資産の売却の頻度、量および時期、当該売却の理由、ならびに将来の売却活動についての予想

認識の中止の要件を満たさない取引における金融資産の第三者への譲渡は、サブ・ファンドが資産を継続的に認識していることと整合しており、この目的のための売却とはみなされない。

サブ・ファンドは、2つの事業モデルがあると判断した。

- － 回収のために保有する事業モデル：これには、現金および現金同等物、受益証券販売未収金ならびにその他の未収金が含まれる。当該金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有される。
- － その他の事業モデル：これには、オープン・エンド型投資ファンドが含まれる。当該金融資産は、管理とその業績評価が公正価値ベースで行われ、頻繁に売却が発生している。

契約上のキャッシュ・フローがS P P Iであるかどうかの評価

この評価の目的上、「元本」は、当初認識時における金融資産の公正価値と定義される。「金利」とは、貨幣の時間価値、特定の期間における元本残高に関する信用リスクならびに他の基本的な融資リスクおよびコスト(例えば、流動性リスクおよび管理コスト)への対価と利益マージンとして定義される。

契約上のキャッシュ・フローがS P P Iであるかどうかを評価する際に、サブ・ファンドは当該商品の契約条件を考慮する。これには、金融資産がこの条件を満たさないような契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変更させる可能性のある契約条件を含んでいるかどうかを評価することが含まれる。サブ・ファンドは、この評価を行うにあたり、以下の事項を考慮している。

- － キャッシュ・フローの金額またはタイミングを変更する偶発的事象
- － レバレッジ要素
- － 期限前償還要素と期限延長要素
- － サブ・ファンドの請求権を特定の資産からのキャッシュ・フロー(例えば、ノンリコース要素)に限定する条件
- － 貨幣の時間的価値の考慮(例えば、金利の定期的な再設定)を修正する要素

サブ・ファンドは、事業モデルと契約上のキャッシュ・フローの評価に基づいて投資を分類している。したがって、サブ・ファンドは、オープン・エンド型投資ファンドへのすべての投資を、F V T P Lで測定する金融資産の区分に分類する。償却原価で測定する金融資産には、現金および現金同等物、受益証券販売未収金ならびにその他の未収金が含まれている。

分類変更

金融資産は、サブ・ファンドが金融資産の管理に関する事業モデルを変更しない限り、当初認識後に再分類されない。この場合、影響を受けるすべての金融資産は、事業モデルの変更後の最初の報告期間の初日に分類変更される。

(iii)公正価値測定基準

公正価値とは、主要な市場、あるいは主要な市場がない場合には、測定日においてサブ・ファンドがアクセスを有する最も有利な市場での、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格である。負債の公正価値は、不履行リスクを反映している。

入手可能な場合には、サブ・ファンドは、活発な市場における相場価格を用いて金融商品の公正価値を測定する。資産または負債の取引が、継続的に価格付けの情報を提供するのに十分な頻度と量で行われている場合に、市場が活発であるとみなされる。サブ・ファンドは活発な市場で取引されている商品を売買気配内の価格により測定する。なぜなら、この価格は、換金価格の合理的な近似値を提供するからである。

公認証券取引所の取引相場価格や取引所で取引されない金融商品に関するプローカー／ディーラーによる価格がない場合、もしくは市場が活発でない場合、当該商品の公正価値は、実際の市場取引において入手し得る価格に関する確実な見積りを提供する評価技法を用いて見積られる。

当初認識時における金融商品の公正価値についての最善の証拠は通常、取引価格一すなわち、与えた、または受領した対価の公正価値である。サブ・ファンドが、当初認識時における公正価値が取引価格と異なっており、公正価値が、同一の資産または負債に関する活発な市場における相場価格によって証明されていない、もしくは観察可能な市場からのデータのみを使用した評価技法に基づいていないと判断する場合、金融商品は、当初認識時における公正価値と取引価格の間の差異を繰り延べるために調整された公正価値で当初測定される。その後、この差異は、当該商品の存続期間にわたって適切な基準により損益に認識される。ただし、評価が観察可能な市場データにより全面的に裏付けられている期間、または取引が完了するまでの期間に限られている。

割引キャッシュ・フロー法が利用される場合、見積将来キャッシュ・フローは、経営陣の最善の見積りに基づいており、使用される割引率は条件が類似する商品に適用される報告期間末現在の市場レートである。他の価格決定モデルが利用される場合、インプットは報告期間末現在の市場データに基づいている。

サブ・ファンドは、振替が生じる報告期間の期末時点で公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替を認識する。

(iv) 減損

サブ・ファンドは、償却原価で測定する金融資産について、予想信用損失(以下「ECL」という。)に対する損失評価引当金を認識している。

サブ・ファンドは、12ヶ月のECLで測定される以下の金融資産を除き、全期間のECLに等しい金額で損失評価引当金を測定する。

- 報告日において信用リスクが低いと判断される金融資産
- 信用リスク(すなわち、資産の予想存続期間にわたって債務不履行が発生するリスク)が当初認識以降に著しく増大していないその他の金融資産

サブ・ファンドは、金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判断する際、またECLを見積もる際に、関連性があり、過大なコストや労力を掛けずに、入手可能である合理的で裏付け可能な情報について考慮する。これには、サブ・ファンドの過去の経験および情報に基づく信用評価による、また将来予測的な情報を含む、定量的および定性的情報と分析の両方が含まれる。

サブ・ファンドは、期限経過が30日超である場合、金融資産の信用リスクが著しく増大したと仮定する。

サブ・ファンドは、以下の場合に、金融資産が債務不履行に陥っているとみなす。

- サブ・ファンドが有価証券の現金化(保有されている場合)といった行動に遡及権を有していない場合で、借手がサブ・ファンドに対する信用義務を全額支払う可能性が低い場合
- 金融資産の期限経過が90日超である場合

サブ・ファンドは、相手方の信用格付けが「投資適格」という世界的に理解されている定義と同等である場合、金融資産の信用リスクは低いとみなしている。サブ・ファンドは、これをムーディーズのBaa3以上またはスタンダード&プアーズのBBB-以上とみなしている。

全期間のECLとは、金融商品の予想存続期間にわたって生じ得るすべての債務不履行事象から生じるECLである。

12ヶ月間のECLは、報告日から12ヶ月以内(または、金融商品の予想存続期間が12ヶ月未満である場合には、それより短い期間)に生じ得る債務不履行事象から生じるECLの一部である。

ECLを見積もる際に考慮すべき最長の期間は、サブ・ファンドが信用リスクにさらされる最長の契約期間である。

ECLの測定

ECLは、信用損失の確率加重した見積りである。信用損失は、すべてのキャッシュ不足額(すな

わち、企業が契約に従って受け取るべきキャッシュ・フローと、サブ・ファンドが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額)の現在価値として測定される。ECLは金融資産の実効金利で割り引かれる。

信用減損金融資産

サブ・ファンドは、各報告日において、償却原価で計上されている金融資産が信用減損しているかどうかを評価している。金融資産は、金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を及ぼす1つまたは複数の事象が生じている場合に、「信用減損」している。

金融資産が信用減損している証拠には、以下の観察可能なデータが含まれる。

- 発行者または債務者の重大な財政的困難
- 契約違反(債務不履行または90日超の期限経過事象など)
- 借手が破産または他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと

財政状態計算書におけるECL引当金の表示

償却原価で測定する金融資産の損失評価引当金は、資産の総額での帳簿価額から控除される。

直接償却

サブ・ファンドがある金融資産全体または一部分の回収に合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額は直接償却される。

(v)認識の中止

金融資産は、その契約上のキャッシュ・フローを受ける権利が消滅した場合または金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転される場合に、金融資産の認識を中止する。

金融負債は、その契約上の義務が免除、取消または消滅した場合に、認識を中止する。

(vi)相殺

金融資産および金融負債は、サブ・ファンドが該当金額を相殺する法的権利を有しており、純額で決済するか、資産の換金と負債の決済を同時に実行するかの意図を有している場合にのみ、相殺して財政状態計算書に純額で表示される。

(vii)仕組型の事業体

仕組型の事業体とは、誰が当該事業体を支配しているのかを決定する際に、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された事業体である（あらゆる議決権が管理業務のみに関係しており、実質的意義のある活動は契約上の取決めによって指図される場合など）。

仕組型の事業体は、次の特徴または属性の一部または全部を有していることが多い。

- － 制限された活動
- － 限られた範囲の十分に明確化された目的（例えば、仕組型の事業体の資産に関連するリスクとリターンを投資家に移転することによる投資家への投資機会の提供など）
- － 仕組型の事業体が劣後的な財務的支援なしに活動資金を調達するには不十分な資本
- － 信用リスクまたはその他のリスクの集中を生み出す、投資家に対する契約上関連した複数の金融商品の形での資金調達（トランシェ）

経営陣は、サブ・ファンドのアルジェbris UCITSファンズplcのサブ・ファンドであるアルジェbris・ファイナンシャル・クレジット・ファンド（以下「投資先ファンド」という。）への投資（注記9(a)参照）が非連結の仕組型の事業体への投資であり、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（注記4参照）として分類されると考えている。投資先ファンドの投資目的は、高水準の金利収入を提供し、安定したキャピタル・ゲインを生み出すことである。投資先ファンドは、資本関係のない資産運用会社により運用されており、その投資目的を達成するために様々な投資戦略を適用している。

投資先ファンドは、主に、固定および変動金利証券（例えば、ムーディーズ、スタンダード&プアーズ、フィッチまたはその他の格付機関が格付した投資適格、投資不適格または無格付の社債）、偶発転換社債（以下「CoCo債」という。）、ハイブリッド証券（債券および株式の性質の両方を併せ持つ証券）、Tier 1ならびにUpperおよびLower Tier 2証券（銀行資本の形態）、トラスト型優先証券（一種のハイブリッド証券）、優先株式、転換証券（例えば、転換社債または転換優先株式）、以下に詳述されるその他の劣後債、ならびに上場投資証券（以下「ETN」という。）、投資先ファンドの運用会社が投資を希望する特定の資産クラスにエクスポートヤーを提供する上場投資信託（以下「ETF」という。）および預金に投資する。投資先ファンドは、公認証券取引所に上場および登録されている。サブ・ファンドは、投資先ファンドの買戻可能な投資証券を保有するものの、投資先ファンドを支援してはいない。2021年12月31日現在、サブ・ファンドは、投資先ファンドの買戻可能な投資証券額合計の0.68%を保有していた。

投資先ファンドに対するサブ・ファンドの保有は、各募集要項の条件に従い、投資先ファンドの将来価値の不確実性から生じる市場価格リスクの影響を受ける。経営陣は、投資先ファンドの戦略および投資先ファンドの投資運用会社の全体的な品質の検討を含む、投資先ファンドに関する広範囲にわたるデュー・ディリジェンスの後に投資判断を行う。

投資先ファンドの公正価値の変動は、包括利益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利益または損失」に含まれている。

(f) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、銀行に対する預金を含む。現金同等物とは、容易に換金可能であり、価値の変動について僅少なリスクしか負わない、取得時点で満期まで3ヶ月以内である流動性の高い短期投資である。

(g) 受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、取得日または発生日に算定される商品の当初の実効金利を用いて、発生時に損益に認識される。受取利息には、割引またはプレミアムの償却費、取引費用あるいは利付商品の当初の帳簿価額と実効金利ベースで算定される満期時の金額との他の差額が含まれている。

本国で課税された源泉徴収税の総額が計上され、かかる税金がある場合には、個別に損益に認識される。

(h) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益には、すべての実現および未実現の公正価値の変動と為替換算差額が含まれているが、受取利息および支払利息は含まれていない。

(i) 設立費用

サブ・ファンドの設立費用は、発生基準で損益に計上される。

(j) 費用

サブ・ファンドのその他の費用はすべて、発生基準で損益に認識される。

(k) 法人税

ケイマン諸島

ケイマン諸島の現行の課税制度に基づいて、サブ・ファンドは、収益、利益またはキャピタル・ゲインに係る税金の支払いを免除されている。トラストは、ケイマン諸島の総督から、トラストの設立日から50年間、税金が免除となる保証を受けている。したがって、法人税等引当金は本財務書類において計上されていない。

香港

サブ・ファンドには、その投資活動のいずれに関しても香港の税金が課されないことが予想される。

(l) 受益証券保有者による受益証券の買戻し

受益証券保有者は、香港、ロンドン、ダブリン、ニューヨークおよび東京の各地において商業銀行が営業している日、および／または管理会社により適宜書面で指定される他の日(以下「買戻日」という。)に、受益証券を買戻すことができる。受益証券は、関連する買戻日の受益証券1口当たり純資産価格で買戻される予定である。受益証券1口当たり純資産価格は、該当する買戻日現在のサブ・ファンドの純資産価額を参照して算定される。

(m) 発行済受益証券

サブ・ファンドは、金融商品の契約内容に応じて、発行済金融商品を金融負債または持分商品に分類している。

発行体が現金または別の金融資産で当該商品の買戻しまたは償還を行う契約債務を含んでいるプッタブル金融商品は、以下の条件をすべて満たす場合に資本として分類される。

- (i) サブ・ファンドの清算の場合に、保有者にサブ・ファンドの純資産の比例持分に応じた権利を与える。
- (ii) その他すべての商品クラスに劣後する商品のクラス内にある。
- (iii) その他すべての商品クラスに劣後する商品のクラス内にある金融商品がすべて同じ特性を有する。
- (iv) サブ・ファンドが現金または別の金融資産で当該商品の買戻しまたは償還を行う契約債務以外に、当該商品に負債としての分類が必要となる他の特性が含まれていない。
- (v) その契約期間にわたって当該商品に帰属する予想キャッシュ・フローの合計は、実質的に、当該商品の契約期間にわたるサブ・ファンドの純損益、認識される純資産の変動、または認識・未認識純資産の公正価値の変動に基づいている。

サブ・ファンドは、豪ドル受益証券、ユーロ受益証券、円受益証券および米ドル受益証券の、4クラスの買戻可能受益証券を有している。これらのクラスは、全ての重要な点において同順位であり、募集手数料の条件と異なる通貨を除き、同一の条件を有している。買戻可能受益証券は、受益証券保有者に、各買戻日およびサブ・ファンドの清算時に、サブ・ファンドの純資産における受益証券保有者の持分に比例した価値で現金による買戻しを要求する権利を提供する。

サブ・ファンドの換金可能な受益証券は金融負債に分類され、買戻金額の現在価値で測定される。

(n) 関連当事者

- (a) 以下に該当する人物または当該人物の近親者は、サブ・ファンドに関連している。
 - (i) サブ・ファンドに対して支配権または共同支配権を有している。

- (ii) サブ・ファンドに重要な影響力を行使することができる。あるいは
- (iii) サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの親会社の経営幹部の一員である。

(b) 以下の条件のいずれかが該当する事業体は、サブ・ファンドに関連している。

- (i) 当該事業体とサブ・ファンドが同じグループの一員である(すなわち、サブ・ファンドの親会社、子会社および兄弟会社が互いに関連している。)。
- (ii) 一方の事業体が、もう一方の事業体の関連会社または合弁事業(あるいはもう一方の事業体が属しているサブ・ファンドの別の事業体の関連会社または合弁事業)である。
- (iii) 両方の事業体がいずれも同じ第三者の合弁事業である。
- (iv) 一方の事業体が第三者の事業体の合弁事業であり、もう一方の事業体がその第三者の事業体の関連会社である。
- (v) 当該事業体がサブ・ファンドまたはサブ・ファンドに関連する事業体のいずれかの従業員給付のための退職後給付制度である。
- (vi) 当該当事者が(a)で特定した人物の支配下または共同支配下にある。
- (vii) (a)(i)で特定した人物が当該事業体に重要な影響力を行使することができる、あるいは当該事業体(または当該事業体の親会社)の経営幹部の一員である。
- (viii) 当該事業体、あるいはその一部であるグループの一員が、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの親会社に経営幹部サービスを提供する。

ある人物の近親者とは、サブ・ファンドとの取引において、当該人物に影響を及ぼす、または影響を受けることが予想される親族のことである。

3 現金および現金同等物

2021年 米ドル	
銀行に対する当座預金	814, 662

サブ・ファンドが保有する現金は、シティバンク・エヌ・エイの香港支店に預けられている。

4 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

2021年 米ドル	
デリバティブ以外の金融資産：	
-オーブン・エンド型合同運用ファンド- アルジェbris・ファイナンシャル・ク レジット・ファンド クラス I 豪ドル 投資証券／ユーロ投資証券／円投資証券 ／米ドル投資証券	70, 555, 607

5 受益証券販売未収金

当該残高は販売された受益証券に関する受益証券保有者に対する債権（ただし、報告日時点でまだ決済されていないもの）の金額を示している。当該残高は1か月以内に決済される見込みである。

6 受益証券買戻未払金

当該残高は買戻された受益証券に関する受益証券保有者に対する債務の金額を示しており、1か月以内に決済される見込みである。

7 実効金利法を用いて計算された金利収益

2021年1月29日（運用開始日） から2021年12月31日 米ドル	
銀行残高に係る受取利息	36

8 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損失

2021年1月29日（運用開始日） から2021年12月31日 米ドル	
デリバティブ以外の金融資産： - オープン・エンド型合同運用ファンド - アルジェbris・ファイナンシャル・クレジット・ファンド クラス I 豪ドル 投資証券／ユーロ投資証券／円投資証券 ／米ドル投資証券	(83, 190)

9 金融商品および関連リスク

サブ・ファンドは、投資戦略に従って、投資を行う金融商品および市場に関する様々なタイプの金融リスクにさらされている。サブ・ファンドがさらされているリスクは、ファンド・オブ・ファンズ構造のリスク、市場リスク、信用リスク、流動性リスクおよび投資先ファンドのリスクである。市場リスクには、金利リスク、為替リスクおよび価格リスクが含まれる。

報告期間末現在で保有している金融商品の性質と範囲および関連する金融リスク、ならびにサブ・ファンドが採用しているリスク管理方針は、以下のとおりである。

(a) 投資戦略

サブ・ファンドは、投資適格または投資不適格の格付けの優先株式およびハイブリッド資本商品を含む、世界中の金融セクターの非劣後債務証券または劣後債務証券に間接的に投資することで、緩やかな

資本の成長を提供することを投資目的とする。サブ・ファンドは、サブ・ファンドのほぼすべての資産を投資先ファンドの以下の対応する投資証券に投資することにより、その投資目的の達成を目指す。

サブ・ファンドの受益証券	投資先ファンドの対応投資証券
豪ドル受益証券	クラスI豪ドル投資証券
ユーロ受益証券	クラスIユーロ投資証券
円受益証券	クラスI円投資証券
米ドル受益証券	クラスI米ドル投資証券

疑義を避けるため付言すると、サブ・ファンドの英文目論見書では投資先ファンドを「マスター・ファンド」と称し、したがって、本財務書類および英文目論見書では「投資先ファンド」および「マスター・ファンド」の定義が同じ意味で使用される場合がある。

投資先ファンドは、投資先ファンド・アンブレラの別個の資産ポートフォリオであり、投資先ファンドの英文目論見書に記載されている投資目的および方針にしたがって投資され、投資先ファンド・アンブレラのすべての負債、収入および費用は、投資先ファンドに帰属するか、または投資先ファンドに割り当てられたものが適用され、課されることとなる。投資先ファンド・アンブレラは、登録番号509801のアイルランドの変動資本オープン・エンド型アンブレラ投資法人であり、2011年欧州共同体（譲渡可能証券への集団投資事業）規則（改正済み）にしたがって、分別された責任を有するアンブレラファンドとして設立された。

サブ・ファンドの資産の一部は、サブ・ファンドの日々の現金の必要性が生じた際に備え、現金として留保される。

(b) ファンド・オブ・ファンズ構造のリスク

サブ・ファンドは、受益証券の発行による収入の実質的にすべてを投資先ファンドに投資しており、ファンド・オブ・ファンズ構造で運用している。

ファンド・オブ・ファンズ構造により、複数の当事者が投資先ファンドとサブ・ファンドに投資するという特有のリスクが生じる。その受益証券は同順位でない場合があり、投資収益の低下につながる可能性がある。仮に大口投資家が投資先ファンドから撤退した場合、残りの投資家は、より高い営業費用を比例按分して負担することがある。さらに、投資家が短期間に元本の多額の換金を行う場合、投資先ファンドに経済的に最も有利ではない時期および方法で有価証券のポジションを一度に清算する必要がある可能性があり、これにより投資先ファンドの資産の価値に悪影響を与える可能性がある。

サブ・ファンドは、投資先ファンドに対する投資を通じてその投資目的を達成する。投資目的が達成されるかどうかは、投資先ファンドの金融商品のパフォーマンスと投資先ファンドの継続的な利用可能性、ならびに投資先ファンドの投資運用会社の事業の継続性に依存する。

サブ・ファンドは、投資先ファンドのみに投資するファンド・オブ・ファンズであるため、サブ・ファンドのリターンは投資先ファンドのリターンと高い相関関係がある。ただし、サブ・ファンドの営業費用により、サブ・ファンドのパフォーマンスが、投資先ファンドのパフォーマンスとは異なることがある。

(c) 投資先ファンドのリスク

ファンド・オブ・ファンズ構造において、サブ・ファンドには投資先ファンドのリスクに対する間接的なエクスポージャーがあり、投資先ファンドが被った損失はサブ・ファンドの財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。投資先ファンドはサブ・ファンドの原ファンドであり、投資先ファンドの投資運用会社により監視される以下の重要なリスクにさらされている。サブ・ファンドは、それらのリスクに間接的にさらされている。

(i) 投資先ファンドの信用リスク

投資先ファンドの次の資産(デリバティブ金融資産、現金および現金同等物ならびにその他の債権)は、信用リスクにさらされていた。

投資先ファンドから報告されるとおり、投資活動に付随する信用リスクは、投資先ファンドの投資運用会社により、全体的な投資プロセスの一環として管理される。投資先ファンドの取引相手方の信用エクspoージャーを軽減するため、証券取引は主に承認された取引所において、引渡支払同時履行方式(DVP)で行われている。また、投資先ファンドの投資運用会社は、スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズおよびフィッチによって報告された取引相手方の信用格付を月次で監視している。さらに、投資先ファンドの投資運用会社は、四半期ごとに決算発表を確認することで、取引相手方の財政状態を監視している。これらの取引相手方の信用度または財政状態が著しく悪化した場合、投資先ファンドの投資運用会社は、投資先ファンドの取締役会に対し、保有する現金および投資保有を他の銀行に移動するよう勧告を行う。

(ii) 投資先ファンドの為替リスク

為替リスクは、投資先ファンドの機能通貨と金融商品の表示通貨間の為替レートの変動の影響により生じる。

投資先ファンドから報告されるとおり、投資先ファンドは、機能通貨以外の他の通貨建ての資産および負債の価値が為替相場の変動により変動することがあるため、為替リスクの影響を受けることがある。投資先ファンドから報告されるとおり、2021年12月31日現在、投資先ファンドの純資産の0.15%が英ポンド建てであることから、サブ・ファンドは、ポンド建てのエクspoージャーを有しており、英ポンド建て以外の投資先ファンドの資産は、実質的に米ドル建てである。

(iii) 投資先ファンドの流動性リスク

流動性リスクは、投資先ファンドからの買戻手取金を適時に受け取ることができないため、投資先ファンドが支払時期に債務を決済するのに十分な現金を生成することができない場合に生じる。

投資先ファンドの投資には集団投資スキームが含まれており、サブ・ファンドの買戻しにおいては、投資先ファンドに課されるよりも大きな制限が課される場合がある。これには、サブ・ファンドの買戻日について投資先ファンドがその受益証券保有者に提供する頻度よりも申し出ることのできる頻度が少ないことが含まれる。

一般的に、投資先ファンドに対するサブ・ファンドの投資は、いずれの営業日に買い戻すことができる。投資先ファンドの純資産価額の10%を超える買戻請求については、投資先ファンドの投資運用会社は10%を超える買戻金額を翌営業日に繰り延べることができ、当該繰り延べられた買戻通知は翌営業日に買戻通知を提出した他の投資主と比例配分で処理される。

投資先ファンドの投資運用会社はまた、純資産価額の評価および買戻しの一時的な停止を行うことがある。このような停止の契機となるのは、投資先ファンドの投資活動にとって重要な市場の閉鎖、投資先ファンドの資産の相当部分を占める投資の処分または評価が現実的に不可能な時期または投資先ファンドの投資家に著しく不利な条件でのみ可能である場合があるが、これらに限られるものではない。

(iv) 投資先ファンドの金利リスク

金利リスクは、投資先ファンドの金融商品の公正価値および将来キャッシュ・フローが基礎としている実勢市場金利の変動の影響により生じる。投資先ファンドが取得する可能性のある多くのクレジット商品の場合、金利が上昇するにつれてその商品の債務不履行の蓋然性が高まる。投資先ファンドが報告したように、他のすべての変数を一定とした上で、金利が50ベーシスポイント上昇／下落すると仮定した場合、投資先ファンドの買戻可能な投資証券の保有者に帰属する純資産の純変動は0.41%下落／上昇することになる。

(v) 投資先ファンドのデリバティブ・リスク

デリバティブ・リスクは、投資先ファンドがヘッジおよび投資目的で締結するデリバティブ契約から生じる。デリバティブ契約は高レバレッジの投資であり、評価額は原資産の変動により決定される。デリバティブ契約は、投資先ファンドの流動性リスク、信用リスクおよび取引相手方リスクを増加させる。

投資先ファンドへの投資に対するサブ・ファンドの最大エクスポートナーは、投資先ファンドへの投資の公正価値に相当する。

(d) サブ・ファンドの市場リスク

サブ・ファンド保有の投資はすべて、純損益を通じて公正価値で測定されるものであり、市況のあらゆる変動が損益に直接影響を及ぼす。市場リスクとは、金利、為替レートまたは価格の変動の結果、投資の価値が変動するリスクである。

(i) 金利リスク

金利リスクは、金利の変動が将来のキャッシュ・フローまたは金融商品の公正価値に影響を及ぼすこ

とにより、サブ・ファンドに潜在的な損益がもたらされる可能性から生じる。サブ・ファンドの金利リスクは、管理会社により継続的に管理されている。銀行預金を除いて、サブ・ファンドのすべての金融資産および金融負債は無利息である。

(ii) 為替リスク

為替リスクは、サブ・ファンドの機能通貨と金融商品の表示通貨間の為替レートの変動の影響により生じる。サブ・ファンドには重要な外貨ポジションがない。管理会社は関連する重要なリスクがないと考えている。

(iii) 価格リスク

価格リスクとは、個別の投資銘柄または発行体に固有の要素によるか、あるいは市場で売買されるすべての金融商品に影響を及ぼす要素によるかにかかわらず、市場価格の変動の結果、金融商品の価値が変動するリスクである。

価格の感応度

サブ・ファンドの資産は、実質的に投資先ファンドに投資されるため、投資先ファンドの価格リスクの影響を受ける。投資先ファンドの報告によると、2021年12月31日時点の株式価格が5%上昇／下落すると仮定した場合、投資先ファンドの買戻可能な投資証券の保有者に帰属する純資産の変化は、それぞれ0.01%上昇／下落することになる。投資先ファンドの相場価格が5%下落した結果、受益者に帰属する純資産および年間の包括利益の合計が約3,527,780米ドル減少すると見積もられる。逆方向に等しく変化した場合には、受益者に帰属する純資産が同額分増加する結果になる。

(e) サブ・ファンドの信用リスク

信用リスクとは、金融商品取引の取引相手方が、サブ・ファンドと締結した義務または契約を遂行できないリスクである。サブ・ファンドの信用リスクに対するエクスポージャーは、管理会社により継続的に監視される。

サブ・ファンドは、保管会社に関して、サブ・ファンドの現金および現金同等物残高の信用リスクの影響を受ける。

サブ・ファンドが保有するすべての現金は、シティ・バンク・エヌ・エイの香港支店(管理事務代行会社および保管会社でもある。)に預けられている。管理会社は、当該銀行の信用リスクは低いと考えている。

保管会社であるシティ・バンク・エヌ・エイの香港支店は、スタンダード&プアーズから、A+の信用格付けを得ている。信用リスクは重大ではないと考えている。

(f) サブ・ファンドの流動性リスク

流動性リスクは、管理会社が、適時に、現金化のニーズを満たすように投資を買戻すことができない可能性があるリスクから生じる。受益証券保有者はいずれの買戻日でも受益証券を買戻すことができるため、サブ・ファンドは、受益証券保有者の買戻しに応じるための流動性リスクの影響を受ける。受益証券の買戻しに関して受益証券保有者に支払われる金額は、該当する投資の売却収入を受取ることを条件として、通常、関連する買戻日(2(1)に定義)後、ファンドの3営業日以内に支払われるものとする。

サブ・ファンドはオープン・エンド型合同運用ファンドに対する投資を保有しているが、これは受益証券買戻制限の対象となる場合がある。投資先ファンドの流動性リスクについては、注記9(c)(iii)を参照。

負債の期日までの残存期間別内訳

以下の表は、2021年12月31日現在のサブ・ファンドの負債の、契約上の期日までの残存期間の詳細を示している。

2021年					
要求払い 米ドル	1ヶ月以内 米ドル	1ヶ月超 3ヶ月以内 米ドル	3ヶ月超 1年以内 米ドル	合計 米ドル	
非トレーディング負債					
未払費用およびその他債務	—	131,693	3,617	32,680	167,990
受益証券買戻未払金	—	234,903	—	—	234,903
受益者に帰属する純資産*	71,000,649	—	—	—	71,000,649
合計	71,000,649	366,596	3,617	32,680	71,403,542

*サブ・ファンドおよび投資先ファンドの流動性の条件に従う。

(g) 公正価値

(i) 公正価値で計上される金融商品

継続的に報告期間末現在で測定されるサブ・ファンドの金融商品の公正価値について、HKFRS第13号「公正価値測定」に定義された3つのレベルの公正価値ヒエラルキーの内訳は、以下の表のとおりである。公正価値測定が分類されるレベルは、評価技法に用いられるインプットの観察可能性および重要性を参照して決定されており、以下のとおりである。

— レベル1の評価：レベル1のインプット、すなわち測定日現在の同一の金融資産または金融負債に関する活発な市場における無調整の相場価格のみを用いて測定される公正価値。

— レベル2の評価：レベル2のインプット、すなわちレベル1の基準を満たさない観察可能なインプットを用いるが、重要で観察不能なインプットは用いずに測定される公正価値。観察不能なイン

プットとは、市場データを入手できないインプットである。

— レベル3の評価：重要で観察不能なインプットを用いて測定される公正価値。

2021年			
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル
デリバティブ以外の金融資産			合計 米ドル
— オープン・エンド型合同運用 ファンドーアルジェブリス・ ファイナンシャル・クレジット・ファンド クラスI 豪ドル投資証券／ユーロ投資証券／ 円投資証券／米ドル投資証券	—	70,555,607	— 70,555,607
	—————	—————	—————

2021年12月31日に終了した会計期間において、レベル1、レベル2およびレベル3の金融商品の間で振替はなかった。金融商品は、活発に取引されている投資信託ではないため、レベル2に分類されている。

(ii) 公正価値以外で計上される金融商品

FVTPLで測定されない金融商品には、以下が含まれている。

- i. 現金および現金同等物、その他の未収金、受益証券販売未収金、受益証券買戻未払金、ならびに未払費用およびその他債務。これらは、短期的な性質と相手方の高い信用の質により、帳簿価額が公正価値に近似する短期金融資産および金融負債である。
- ii. 受益証券保有者に帰属する純資産。サブ・ファンドは、本財務書類で使用されているものと一致する基準で計算された、買戻時のサブ・ファンドの純資産の比例持分に等しい金額で買戻可能受益証券を定期的に買戻しおよび発行する。したがって、受益証券保有者に帰属する純資産の帳簿価額は、公正価値に近似している。受益証券は、公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類される。

10 受益証券保有者に帰属する純資産

(a) 発行済および買戻受益証券

	受益証券口数			
	豪ドル受益証券	ユーロ受益証券	円受益証券	米ドル受益証券
2021年1月29日（運用開始日）現在	—	—	—	—
受益証券の期中販売	1,721,573	319,270	1,627,108	6,020,628
受益証券の期中買戻し	(438,746)	(25,204)	(204,931)	(1,497,981)
2021年12月31日現在	1,282,827	294,066	1,422,177	4,522,647

2021年12月31日現在、サブ・ファンドが発行したすべての受益証券は資本に分類されていた。

豪ドル受益証券の当初申込は、1口当たり10豪ドル、ユーロ受益証券の当初申込は、1口当たり10ユーロ、円受益証券の当初申込は、1口当たり1,000円、米ドル受益証券の当初申込は、1口当たり10米ドルで行われた。受益証券は、買戻日またはサブ・ファンドの清算時に、買戻費用なしで、該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格で買い戻される。

サブ・ファンドに関する議案決議についての受益証券保有者の総会において、受益証券保有者は、本人出席、委任状出席または代理出席により、本人が保有する受益証券1口につき1議決権を有している。

トラストおよびサブ・ファンドは外部から資本要件を課されていない。2021年12月31日現在、サブ・ファンドの受益者に帰属する純資産は71,000,649米ドルであった。サブ・ファンドは、受益証券保有者が受益証券の買戻しを請求する場合の資金需要を満たす充分な流動性を維持すると同時に、サブ・ファンドの投資目的に沿った投資に受益証券の発行から受領した資金を投資するよう努めている。

サブ・ファンドの受益証券保有者は、保有受益証券をトラストの他のサブ・ファンドの受益証券と交換できない。

サブ・ファンドは、配当金またはその他分配金を支払うことを意図していない。

(b) 純資産の調整

設立費用は、英文目論見書に従って、設立から5年間にわたり償却される。ただし、HKFRSに基づく財務報告目的上、すべての費用は発生時に損益に認識されなければならない。

評価目的で算定された額とHKFRSに従い算定された額との間の純資産に関する調整は以下のとおりである。

2021年
米ドル

	豪ドル受益証券	ユーロ受益証券	円受益証券	米ドル受益証券
評価目的上の受益証券保有者に帰属する純資産	9,420,111	3,364,538	12,536,671	45,885,668
期間差異の調整	641	229	852	3,120
設立費用の調整	(27,938)	(9,978)	(37,180)	(136,085)
財務書類において報告された受益証券保有者に帰属する純資産	9,392,814	3,354,789	12,500,343	45,752,703

評価目的上の受益証券数とHKFRSに従い報告された受益証券数との間の受益証券数に関する調整は以下のとおりである。

2021年
米ドル

	豪ドル受益証券	ユーロ受益証券	円受益証券	米ドル受益証券
評価目的上の発行済受益証券	1,282,827	294,066	1,422,177	4,522,647
期間差異の調整	—	—	—	—
財務書類において報告された発行済受益証券	1,282,827	294,066	1,422,177	4,522,647

11 関連当事者

サブ・ファンドに提供されたサービスに関して関連当事者から生じる報酬および費用は以下のとおりである。

管理会社報酬： 管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.12%の管理報酬を受け取る権利を有している。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。

受託会社報酬： 受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬を請求する。最低の受託会社報酬は、年間15,000米ドルである。この報酬は日々発生し毎四半期後払いされる。

管理事務代行会社報酬： 管理事務代行会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.06%を上限とする報酬を受け取る権利を有している。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。

代行協会員報酬： 代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%を上限とする報酬を請求する。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。

財務書類作成費用： 管理事務代行会社は、年間8,000米ドルの財務書類作成費用を受け取る権利を有している。この報酬は日々発生し毎年支払われる。

専門家報酬： 受託会社は、年間4,500米ドルのAML報酬を請求する。

サブ・ファンドの重要な関連当事者取引は以下のとおり要約される。

2021年1月29日（運用開始日）から
2021年12月31日までの期間
米ドル

	費用計上額	未払金
管理会社報酬	79,309	7,419
受託会社報酬	13,788	3,617
管理事務代行会社報酬	60,538	7,595
代行協会員報酬	6,609	618
財務書類作成費用	8,000	4,000
専門家報酬	4,098	1,085

サブ・ファンドは、銀行業および有価証券保管業に関する管理事務代行会社の通常の営業過程における銀行サービスを利用している。現金および現金同等物ならびに投資残高に関する情報はそれぞれ注記3および注記4において開示されている。2021年12月31日に終了した会計年度において、管理事務代行

会社において保全されていた銀行残高から稼得した受取利息および銀行手数料はそれぞれ、36米ドルおよび1,407米ドルであった。

12 販売会社報酬

株式会社SMB信託銀行は、サブ・ファンドの受益証券の販売会社を務め、サブ・ファンドの純資産額に対する年率0.80%の販売会社報酬を受領する。2021年12月31日に終了した会計年度において、サブ・ファンドは528,728米ドルの販売会社報酬を認識し、そのうち49,463米ドルは期末時点で未払いとなっている。

東海東京証券株式会社は、販売契約を締結し、2021年12月7日からサブ・ファンドの新規・追加販売会社である。2021年12月31日に終了した会計年度において、この追加販売会社による販売活動はなかった。

13 見積りの不確実性に関する主要な情報

公正価値の見積り

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の公正価値は、注記2(e)(iii)に記載の通り、現在の市場パラメータを用いる評価モデルから得られる。公正価値の見積りは、市況および金融商品に関する情報に基づき、指定された時点で実施される。これらの見積りは主観的な性質を有し、不確実性および重要な判断事項を含むため、正確に算定することができない。それでも、公正価値は合理的な見積りの範囲内で信頼性をもって算定可能である。

14 2021年1月29日（運用開始日）から2021年12月31日までの期間において公表されているが未発効の修正、新基準および解釈指針の潜在的影響

本財務書類の公表日までに、HKICPAは、2021年1月29日（運用開始日）から2021年12月31日までの期間において未発効で本財務書類に適用されていない、多くの改訂および新基準を公表した。これらにはサブ・ファンドに関連する可能性のある以下のものが含まれている。

以下の日以降に開始する
会計期間に適用

HKFRSs基準の年次改善2018-2020年サイクル

2022年1月1日

HKAS第1号の修正「負債の流動または非流動への分類」

2023年1月1日

サブ・ファンドは、これらの修正、新基準および解釈指針が初度適用の期間に及ぼす影響について評価中である。サブ・ファンドは、これまでのところ、これらの適用がサブ・ファンドの経営成績および財政状態に重要な影響を及ぼす可能性は低いと結論づけている。

15 重大な事象

コロナウイルス（COVID-19）の影響

COVID-19感染拡大の影響を受けて、管理会社は、管理会社の過半数の職員の在宅勤務、すべての海外出張の一時停止、職員に対する公共交通機関の利用回避要請および関連する政府のガイダンスに従った他のソーシャル・ディスタンシングの措置の導入を含む事業継続手続を、テストおよび適用した。また管理会社は、主要なサービス・プロバイダーの事業継続計画の有効性も監視している。パンデミックは引き続き重大な金融不安と社会的混乱をもたらしており、将来のサブ・ファンドに最終的にどの程度の影響を与えるかは不透明である。

その他の情報（未監査）

パフォーマンス表 (表示：米ドル)

2021年1月29日 (運用開始日)

から

2021年12月31日までの期間

米ドル

純資産価額合計(英文目論見書に準拠して計算されている。)

71,206,988

受益証券1口当たり純資産価格(英文目論見書に準拠して計算されている。)

豪ドル受益証券	10.124豪ドル
ユーロ受益証券	10.097ユーロ
円受益証券	1,015円
米ドル受益証券	10,146米ドル

計上金額(英文目論見書に準拠して計算されている。)

一期中の受益証券1口当たり純資産価格最高額

豪ドル受益証券	10.310豪ドル
ユーロ受益証券	10.298ユーロ
円受益証券	1,033円
米ドル受益証券	10.332米ドル

一期中の受益証券1口当たり純資産価格最低額

豪ドル受益証券	9.784豪ドル
ユーロ受益証券	9.999ユーロ
円受益証券	1,000円
米ドル受益証券	9.968米ドル

期中の投資純利益

豪ドル受益証券	1.24%
ユーロ受益証券	0.97%
円受益証券	1.50%
米ドル受益証券	1.46%

当期の投資純利益は、百分率によるリターンを得るために、期末日と運用開始日のサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格（英文目論見書に準拠して計算されている。）の差額を運用開始日の価格で除した金額を参照して算定された。

(3) 投資有価証券明細表等

「(1)貸借対照表」の財政状態計算書および注記4、8、9(g)(i)の項目を参照のこと。

IV. お知らせ

該当事項はありません。